

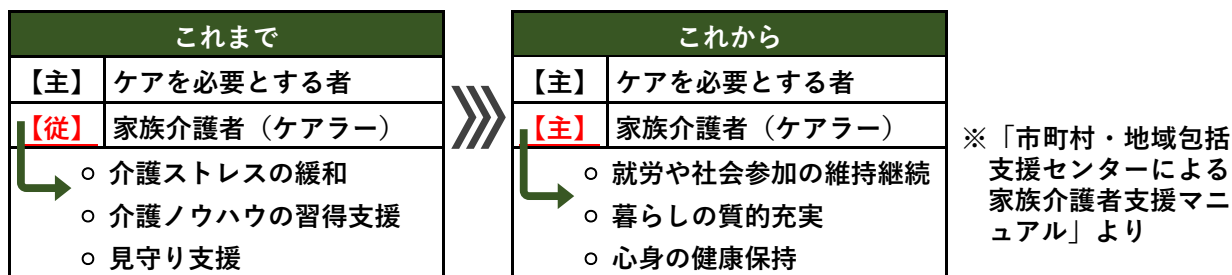
### 1. ケアラー支援条例制定の意義

既存の法律（介護保険法など）や制度では、介護等を必要としている人（以下「要ケア者」という。）が制度上の主な支援の対象であり、介護等を行っている人（**ケアラー**）は要ケア者に対する家族支援を継続するために配慮すべき対象といった従たる存在であった。

しかしながら、少子高齢化の進行や支える家族の減少によって、一人ひとりの家族が担う家族介護の負担は大きくなっており、老老介護、ダブルケア、介護離職などの社会問題が顕在化し、ケアラーと要ケア者の生活が共に成り立たなくなる「共倒れ」が危惧される。

このため、道では新たにケアラーを支援するための条例を制定し、ケアラーを要ケア者に対する介護力ではなく、一人の個人として尊重し支援すべき存在である旨を明らかにするとともに、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割などを定めたところ。

道としては、ケアラー支援のための基本的施策（普及啓発の促進、ケアラーの早期発見及び相談の場の確保、ケアラーを支援するための地域づくり）を推進し、ケアラーが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。



### 2. 条例制定による効果

- (1) これまで個人や事業者、関係機関、支援団体等が、それぞれの認識の下で、家族介護者を理解していたが、道が条例を定めることによって目指す方向を定め、認識を共有した上で、一体となって支援に取り組むことができるようになる。
- (2) 誰もがケアラーの立場になりうることを踏まえ、日常的に要ケア者に関わる関係者だけではなく、広く道民全体のケアラー支援に関する理解を促進するとともに、ケアラーが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、住民一人ひとりの意識が醸成される。
- (3) 条例を制定することによって、ケアラー支援の取組が一時的なものに終わることなく、継続的となる。

### 3. 北海道ケアラー支援条例の基本的施策

- (1) 普及啓発
  - ① 周囲の方々の意識が変わり、家族による介護は当たり前といった考え方から、介護をしている人自身（ケアラー）も様々な不安や心身の負担を抱え、周囲の支援を必要としていることや、ケアラーと要ケア者の共倒れの危惧について理解が進む。
  - ② 周囲の方々の考え方が変わることにより、ケアラー自らが助けを求めやすい環境となる。

③ 周囲の方々がケアラーに気づきやすくなり、ケアラー自身に直接助言をしたり、市町村等へ連絡することによって、ケアラー自身が苦しさに気づいていない場合や、支援を求めることを躊躇っている場合であっても支援に結びつきやすくなる。

④ 学校（教師やスクールカウンセラーなど）も、支援が必要な子どもやその家庭に気づいたことを市町村教育委員会などに伝える場面が一層増え、早期発見につながりやすくなる。

## (2) 早期発見及び相談の場の確保

① 相談支援機関（地域包括支援センター・障害者相談支援事業所・生活困窮者自立支援相談機関など）向けの研修など職員の質の向上によって、職員の気づきや、相談対応力が高まることになる。

② 要ケア者だけでなく、ケアラーの状況をより把握することにより、共倒れを防ぐことにつながる

③ 家族の状況を今まで以上に把握することを心がけることにより、要ケア者へのより適切なサービスを見極めることができるほか、複数の要ケア者を介護している状況（ダブルケア）や表面化しにくいヤングケアラーを見つけることができ、これによって相談支援機関が気づいていないケアラーへアプローチしていくことが可能となる。

④ ヤングケアラー自身が相談できる場を積極的に作ることにより、より一層見つけやすくなるとともに、その悩みを継続的に把握でき、効果的な支援に結びつきやすくなる。

⑤ 学校の教師等から、ケアラーがケアしている人を保健・医療・福祉につなげるためのつなぎ役が必要であることが市町村やサービス担当課等で共有され、学校と市町村のつなぎ役の確保につながっていく。

## (3) ケアラーを支援する地域づくり

① 民生委員児童委員や町内会などケアラーに身近な方々にケアラー支援の必要性等を周知することにより、地域で支援を必要とする方の情報が市町村に集まりやすくなる。

② 市町村は、ケアラーに関する情報を入手した場合、ケアラーの抱える課題が複雑で広範囲のため、高齢・障がい・子どもの観点のみならず、保健・福祉・教育などの既存の枠組みを活用しつつ、連携しながら支援に取り組むこととなり、重層的な連携による支援が可能となる。

③ 市町村においては、行政のみならず、サロンや地域のサークルなど住民活動を促進することにより、ケアラーが身近で安らげる場所を確保できる。

## 4. ケアラーが安心して暮らすことができる地域社会の実現

(1) 市町村は、ケアラーと要ケア者の双方をより効果的に支援していくためには、どのような体制が必要であるかを検討し始め、整備が推進される。

(2) 整備に向けては、現状の社会資源の有効な活用方法や、新たな資源（サービス）や必要とする取組を把握することができ、サービスの創設や施策の構築につながる。

(3) 支援事例としての効果的なあり方を関係者で協議検討することにつながり、相互の連携が深まるとともに、実情にあった支援体制が構築される。

(4) ケアラーと要ケア者の双方を支援することにより、安心して暮らしていけることが住民に伝わることになり、誰もが安心して住みやすい共生社会の実現の一步につながる。